

【事務事業調書】

| | | | | | |
|-------|------------|----|--------|-------|-------------------------|
| 事務事業名 | 消費者行政推進事業費 | | | 予算科目 | 会計 - 款 - 項 - 目 - 事業 |
| | | | | コード | 001-07-01-03-0002-01-01 |
| 担当部課 | 建設産業部 産業課 | 担当 | 消費者対策係 | 事業の分類 | |
| | | 係長 | 片野秀光 | | |

■事務事業の概要

| | 何をどのような方法で実施します(実施しました)か? | どのような成果が現れます(現れました)か? |
|----|---|--|
| 計画 | H22事後評価 高根沢町消費者友の会を中心に、たんたん祭り等町・県のイベント等に参加し、消費者の権利擁護や消費者教育への普及啓発を実施した。 | 消費者被害の未然防止や拡大・再発防止、被害者の救済のため、消費者教育・啓発や相談機能の充実と強化を図ります。 食品の安全性の向上や食品表示の適正化を図るほか、消費者、事業者及び行政が情報の公開や共有化を進めることにより、食に関する安全・安心の確保を図ります。 |
| | H25事前評価 平成24年度中に宇都宮市と協定を締結し、平成25年4月より宇都宮消費生活センターへ業務を委託します。 但し、意識啓発事業、計量器検定等については委託しません。 | |
| 実績 | | |

■活動指標

| 指標 | 目標値 | 達成値 | 特記事項 |
|----------------|-----|-----|------|
| 消費者生活センター窓口を開設 | | | |

■事業費(計画)

【単位:千円】

| 細節 | 金額 | 積算根拠 |
|-------|-------|--|
| 1 委託料 | 3,674 | 宇都宮市への委託料 |
| 2 旅費 | 60 | 研修参加旅費 関係法令研修会参加費20,000円×3回 |
| 3 消耗品 | 720 | センター設置周知用チラシ全戸配付 10,000枚×30円=300,000円 関係図書購入費30,000円 消費者啓発用資料の購入190,000円 放射性物質検査に係る費用200,000円 |
| 4 負担金 | 30 | 研修会参加費用 研修会参加負担金10,000円×3回 |
| 5 補助金 | 68 | 消費者友の会補助 |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| | 4,552 | |

■事業費(実績)

【単位:千円】

| 細節 | 金額 | 特記事項 |
|----|----|------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| | 0 | |

■事業経費

| | | 計画 【千円】 | 実績 【千円】 | 特記事項 |
|----|----------|---------|---------|------|
| 予算 | 当初予算額 | 4,552 | | |
| | 補正予算額 | | | |
| | 流用額 | | | |
| | 予算現額 | | | |
| 決算 | 決算額 | | | |
| 財源 | 国庫支出金 | | | |
| | 県支出金 | 360 | | |
| | 地方債 | | | |
| | 受益者負担金 | | | |
| | その他の特定財源 | | | |
| | 計 | 360 | | |
| | 差引(一般財源) | 4,192 | | |

■補助金等名:高根沢町諸費者行政推進費補助

■補助事業者等:高根沢町消費者友の会

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというあてはまる:3点
- (4)どちらかというあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

| 補助金等交付基準 | | 自己評価 | 評価に関するコメント | |
|----------|-----|--|------------|---|
| 1 | 公益性 | ■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。 | 5 | 国において、消費者安全法も施行されており、当町においても消費者の安全・安心を確保する体制確立が必要となることから、当団体が会員の融和を図りながら、消費者生活に関する研修会に積極的に出席し、消費者生活に関する知識を習得するとともに消費者啓発等を通じて消費者生活の安定向上に努めていくことが望ましいと思われます。 |
| | | ■町全体に波及効果が期待できる。 | 4 | |
| 2 | 必要性 | ■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。 | 4 | 地域経営計画並びに町の政策には当てはまらないものの、消費者生活相談は多種多様で年々増加しています。栃木県消費生活センターへのわが町からの相談件数は、平成21年度は194件、平成22年度は143件、平成23年度は125件であります。また、「女性団体」との連携もあり発展性も感じられます。このようなことから社会動向を展望し、先見性・発展性があるものと判断します。 |
| | | ■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。 | 4 | |
| 3 | 公平性 | ■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。 | 5 | 民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。受益機会は均等で趣旨賛同であれば男性会員でも支障はありません。自らの勧誘を実施しています。 |
| | | ■町民のサービス受益機会が均等である。 | 3 | |
| 4 | 効果性 | ■事業効果が明確かつ具体的である。 | 4 | 団体運営の補助という面から、事業効果が明確かつ具体的とはいえない。また、補助金額が定額であることから、適正見積りがなされていない現状です。 |
| | | ■予算の見積りが適正である。 | 3 | |
| 5 | 適格性 | ■実施体制が明確である。 | 5 | 実施体制は明確であります。しかしながら現在の会員数は、23名から10名に減少し、50～68才の女性で構成されています。会員勧誘は現在も行なっていますが、対外的に発信する事業を企画し、事業を通じてアピールやイメージアップを行ないながら会員数を増やしていくことが会員の自主・自立の傾向に繋がることは明白です。 |
| | | ■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。 | 4 | |
| 合計点数 | | 41 | | |
| 総合評価 | | 継続 | | |